

## 奈良県告示第百三十五号

奈良県流域下水道条例第四条第五号の知事が定める措置を次のとおり定める。

平成二十四年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県流域下水道条例第四条第五号の知事が定める措置

(定義)

**第一条** この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 レベル一地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- 二 レベル二地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。

(耐震性能)

**第二条** 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- 一 レベル一地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- 二 レベル二地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(奈良県流域下水道条例第四条第五号の知事が定める措置)

**第三条** 奈良県流域下水道条例（昭和四十八年十二月奈良県条例第十五号）第四条第五号の知事が定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- 一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又はくい基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- 二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化、地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓<sup>とどろ</sup>継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

#### 附 則

この告示は、平成二十四年七月五日から施行する。